

メタバース内のアバターの人権 —人格権に着目して—

石井里亜

近年メタバース市場が拡大し、世界市場の増加推定値は「2021年に4兆2,640億円だったものが2030年には78兆8,705億円」にまで上ると示され、大幅な市場規模拡大想定がなされている。また、市場規模の拡大に伴い、メタバース内の犯罪件数も増えている。例えばアバターに対するつきまといやノイズなどの物理的な被害に加えて誹謗中傷等も問題になっている。特にアバターに対する誹謗中傷については内閣府知的財産戦略推進事務局が出した検討課題の中で1カテゴリーとして大きく取り上げられている。そこで本研究の目的は、メタバース内でのアバターへの迷惑行為、特に誹謗中傷に対して人格権を中心に既存の権利や法律でどこまで対応可能であるのかを明らかにすることである。規制範囲を明確にすることでアバターへの迷惑行為を取り締まる根拠を示し、メタバース内での犯罪の抑止・防止に資することができる考えた。アバターへの誹謗中傷をめぐる議論や、2018年以降のこの範囲の判例を辿ることで現在までの動向や今後の示唆となることに寄与すると考える。メタバース内のアバターの人権に対して解説文が多く、注目度が高いとされているのが令和4年8月31日 令4(ワ)33497号 大阪地裁 発信者情報開示請求事件である。メタバース内のアバターに対する名誉毀損を争点とする際、重要となる視点が二つあり一つ目は同一性（同定可能性）である。これは誹謗中傷を受けた被害者が第三者目線で同定可能か否かといった観点である。二つ目は客観的に見て、その誹謗中傷を受けたことで社会的評価が低下しているかといった観点である。対象世界が「メタバース」であることで誰に対する誹謗中傷なのか、また、ユーザの匿名性から、誰が誹謗中傷を行っているのかが明確にならなければ裁判で争うことができない。そのため、メタバース内のアバターの対する名誉毀損の裁判でも、結果的に発信者情報開示請求事件として帰結されることが多いのが現状である。これらの観点を加味した裁判例としては令和3年4月26日 令2(ワ)33497号東京地裁 発信者情報開示請求事件は今後のメタバースにおけるアバターへの誹謗中傷裁判に対して被害者が正当に訴えを起こせる可能性を示唆したものとして大きな契機となることを明記した。また、上記裁判をはじめとするメタバース上のアバターの属性は「パーソン型」のみ裁判で争われてきた。よって今後の課題としては、アバターの種類が「キャラクター型」である場合に発生し得る迷惑行為への法的対応策を検討し、現状プラットフォーム間規制の限界を指摘した上で、規制の枠組みを広げることが今後のメタバースの発展に寄与することにつながると結論づけた。

(指導教員 高良幸哉)